

医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算に関する掲示

当センターでは、オンライン資格確認において以下の体制整備を行っております。

- ・オンライン請求を行っております
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しております
- ・マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）にて診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております
- ・オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報等を活用して診療を実施しております
- ・マイナ保険証の利用について、お声かけ、ポスター掲示を行っております
- ・医療DXを通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいます
- ・電子処方箋を発行する体制を有しております
- ・今後、電子カルテ情報共有サービスを活用した医療 DX に係る取組みを予定しております

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に基づき、下記の通り診療報酬点数を算定いたします。

【医療情報取得加算】

初診時 1 点
再診時 1 点（3 月に 1 回）

【医療 DX 推進体制整備加算】

初診時 医療 DX 推進体制整備加算 3 10 点
※マイナンバーカードの利用率に応じて点数が変動するため
請求点数が変わる可能性があります

2025 年 10 月
さいたま市民医療センター 院長